

はじめに

「川崎市子ども権利条例検討連絡会議」およびその「作業部会」である「川崎市子ども権利条例調査研究委員会」では、1998年（平成10年）9月に川崎市長の委嘱を受け、「（仮称）子ども権利条例（案）」の策定に取り組んでいます。

「子ども権利条例」を制定する背景としては、「子どもの権利条約」が国により批准されましたが、それだけで、子どもの権利保障が十分であるとはいえません。子どもたちが実際に生活しているのは地域社会です。その地域社会である自治体も、この権利条約の実施主体のひとつとして、子どもの権利保障を実質的にすすめていくことが求められていると考えています。

昨今、子どもたちをめぐる様々な問題が報道されており、また、昨年6月には、「国連子どもの権利委員会」から日本政府に対して、子どもの人権状況の改善にむけた提言・勧告も出されています。

子どもたちをとりまくさまざまな問題・課題解決の方向性は、根本的には、子どもの人権という視点を共有化し深めていくことにあります。

子どもは、時間的、空間的に身体的拘束の中にあり、心理的、精神的にも閉塞された生活を強いられていると思います。

どうしたら子どもたちを閉じ込めている殻を打ち破り、子どもにいきいきとした「子ども期」を取り戻すことができるか。市民の知恵を結集していきたいのです。

「（仮称）子ども権利条例（案）」は、2000年の春を目途に策定作業を進めていますが、今回、この間の審議の過程でみてきた子どもの権利の現状と課題、そして今後の条例案策定に向けての検討課題をまとめてみました（2章の現状分析は、半年間の審議のとりまとめであり、現状のすべてではありません）。

子どもが抱える問題のすべてが「条例」によって解決するわけではありません。それに、この中間報告も、そのまま条例になるのではなく、市民の皆さんが子どもたちをめぐる様々な問題を考えていくきっかけを作ろうという気持ちでまとめてみました。

親と子、教職員と子ども、教育、保健、福祉等、子どもに関わる行政当局、それぞれの領域で何ができるか、どう力を合わせることができるか、川崎市の市民の知恵と力の真価が問われていると思います。

21世紀が真に子どもの世紀になるように、まず「川崎からのメッセージ」を全国に、そして世界に発信しましょう。

この「報告」へのご意見、「条例案」策定に向けてのご意見をお待ちしています。

なお、今年1月に発足した「子ども委員会」の活動のまとめについては、活動し始めたばかりであるため、巻頭と巻末に参考資料として入れました。

1999年（平成11年）6月21日

川崎市子ども権利条例検討連絡会議
座長 篠原 一
副座長 牧 征 名